

## 監査専門委員の職務等に関する要綱

平成30年7月10日  
代表監査委員決定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条の2の規定に基づく監査専門委員（以下「監査専門委員」という。）の勤務に関する基本的な事項を定めるものとする。

### (監査専門委員の職務)

第2条 監査専門委員は、監査委員が委託する事項（以下「委託事項」という。）について調査し、監査委員に報告するとともに、監査委員の求めに応じて委託事項に関する助言等を行うものとする。

2 前項の規定に基づく監査専門委員の報告は、原則として文書等によるものとする。

### (委嘱)

第3条 監査専門委員は、代表監査委員が委嘱する。

2 監査専門委員の任期は、監査の実施に必要な期間とし、会計年度を超えてはならない。

### (勤務日数等)

第4条 監査専門委員の勤務日は、代表監査委員が指定する日とする。

2 代表監査委員は、必要があると認めるときは、前項の規定によりあらかじめ指定した日を変更することができる。

### (勤務場所)

第5条 監査専門委員の勤務場所は、次に掲げる場所のうち、代表監査委員が指定した場所とする。

- 一 監査委員室、監査室又は監査事務局執務室
- 二 監査専門委員の事務所

2 監査専門委員は、その職務の執行のため必要があると認めるときは、前項各号の場所以外の場所で勤務することができる。

### (勤務状況の報告)

第6条 代表監査委員は、各月の最後の勤務日が終了した後遅滞なく、監査専門委員に対し、別記様式による勤務報告書の提出を求めるものとする。

### (服務)

第7条 監査専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様である。

### (公務災害補償)

第8条 監査専門委員の公務上の災害に対する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年埼玉県条例第51号）の定めるところによる。

(補則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、代表監査委員が別途定める。

附則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。